

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 医療機能情報提供システム等改修経費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医事係 電話番号：058-272-1111 (内 2527)

E-mail: c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,921 千円 (前年度予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,921	0	0	0	0	0	0	0	1,921
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成17年4月から、医療法に基づいて開設されている医療施設と医療法人の台帳管理の効率化を図るシステムとして「医療機関関係台帳管理システム(医療施設台帳システム)」が稼働。平成20年7月からは、「医療機能情報提供システム(ぎふ医療施設ポータル)」との連携により、医療機能情報を公開している。

令和5~6年度に「医療機能情報提供システム」が全国統一システムに移行することに伴う「医療機関関係台帳管理システム」のシステム対応作業及び両システムのInternet Explorer11のサポート期間が終了することに伴う改修作業を行う必要がある。

(2) 事業内容

「医療機能情報提供システム」の全国統一システム移行に伴う「医療機関関係台帳管理システム」の対応作業及び両システムのInternet Explorer11のサポート期間が終了することに伴う改修作業を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

医療機能情報提供制度に基づく県事業として計上。

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,921	【医療機能情報提供システム】 309,760円 (Internet Explorer サポート期間終了対応業務) 【医療機関関係台帳管理システム】 991,232円 (全国統一システム移行対応業務) 619,520円 (Internet Explorer サポート期間終了対応業務)
合計	1,921	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

医療機能情報提供制度は医療法第6条の3に基づく制度であり、県は医療機関から受けた報告の内容を分かりやすく公表しなければならない。

(2) 国・他県の状況

医療機能情報提供制度により、すべての都道府県でインターネットを利用したシステムを運用している。

(3) 後年度の財政負担

医療機能情報提供制度に基づき、毎年度計上して実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

医療機能情報提供制度において、都道府県が実施主体と定められている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 「医療施設台帳システム」及び「医療機能情報提供システム」の安定した運用を目指し、かつ医療機関等の医療機能に関する情報を集約し、インターネットにおいて分かりやすく提供することで、県民による医療機関等の適切な検索を支援する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R27)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R)	達成率
① ぎふ医療施設ポータルへのアクセス数	78,628	73,766	88,000	88,000	88,000	100%
②						%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	・取組内容と成果を記載してください。 「医療施設台帳システム」及び「医療機能情報提供システム」の安定した運用を実施。 「ぎふ医療施設ポータル」で公開されている情報を更新し、県民による医療機関等の適切な検索を支援。
令和3年度	令和5年度当初予算にて追加 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> 指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> 指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>医療法第6条の3に基づく制度であり、県は1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、医療機関等から報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならない。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 3	<p>医療機関等から収集した情報をインターネットを通じて公表することで、県民による医療機関等の適切な検索を支援している。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	<p>システム改修を保守・管理契約の更新に合わせて行い、効率的な事業実施に努めている。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療機能情報提供制度は、患者による医療機関の選択を支援する目的をもって運用されており、今後も項目の増加が行われることが予想される。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 医療法第6条の3に基づき、1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならないことから、継続すべき事業である。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【〇〇課】</p>
<p>組み合わせる理由や期待する効果など</p>	